

平成20年12月1日
日本監査役協会事務局

内部統制報告書等の株主総会提出に関する主な論点(案)

1. 会社法の内部統制と金商法内部統制の時期のずれに伴い、無用な混乱が生じないよう以下の実務運用ができるよう整備することはどうか。
 - (1) 内部統制報告書の作成を、可能な限り事業報告の作成時期に合わせる。また、監査人も経営者による内部統制報告書作成を早める措置に合わせて内部統制監査報告書の作成時期を前倒しし、監査役会監査報告作成時まで提出することはどうか。また、そのために必要な内閣府令の改正を検討することはどうか。
 - (2) 会社法内部統制と金商法内部統制は、それぞれの対象と概念等が異なるが、運用上、可能な限り両者に齟齬を来さないよう関係者は努力する。
 - ① 金商法上の内部統制報告書は、経営者が内部統制を整備するとともにその運用状況をも評価した報告書である。一方、会社法上の事業報告では、いわゆる「内部統制」の基本方針を取締役会で決議し、その内容の概要を記載することで足りるとされている。しかし、実務的には、内部統制の運用状況の評価に関して、財務報告に係る内部統制に限定する大きな意義は見出せないことから、内部統制の全体の運用状況とその結果を事業報告の記載事項とするよう改めるといふことでよいか。
 - ② 事業報告作成時まで判明した「重要な欠陥」は、事業報告に記載される。また、監査報告作成時まで判明した「重要な欠陥」については、必要に応じて、監査報告に記載される。その後発覚した「重要な欠陥」は、株主総会において、説明されるという理解でよいか。
2. 上記の理解で運用をすとしても現実には、有価証券報告書作成を早めるための準備期間は必要である。また、「重要な欠陥」についての理解が、経営者・監査人の間で、そのレベルを合わせるには相当の期間を有することは、アメリカでの経験に照らしても明らかである。従って、相応の経過措置が必要ではないか。
3. 「重要な欠陥」が判明した場合に、開示対象と時期により、インサイダー取引規制にいう「重要な事実」に該当することもあり得るので、本件の取り扱いについては、金融庁において、検討願うことでよいか。

なお、11月27日の運営小委員会においては、事業報告あるいは監査役監査報告における「重要な欠陥」の記載方法については、関係団体等がひな型を示すべきとの意見が大勢を占めた。

以上